EPA/FTA の活用に関するアンケート調査結果

2024 年 4 月
日本機械輸出組合

我が国は 2002 年の日・シンガポール EPA 以降、多くの国・地域と EPA/FTA 等の貿易協定を締結してきました。現在 20 の協定が発効しており、これら発効済 EPA/FTA の相手国との貿易が貿易総額に占める割合は約 8 割に達しています。

日本企業にとって EPA/FTA を利用した輸入関税減免（特恵関税）は、海外市場における競争力強化につながり、相手国における市場アクセスの改善に役立ちます。ただし、当該メリットを享受するためには、輸出したい製品の関税番号の特定、輸入関税減免水準の確認、原産地証明書の作成・取得、輸入当局の事後検認への備えなど一連の手続きを要します。そのため、企業における EPA/FTA の利用状況には温度差があるように思われます。

そこで、当組合では、2024 年 3 月～4 月にかけて、会員企業における EPA/FTA の利用状況の実態について把握することを目的としてアンケート調査を行い、その結果を取りまとめましたのでご報告申し上げます。

本アンケート調査の結果につきましては、日本政府関係当局への制度改善要望や、今後の組合事業の検討の際の参考にさせて頂きたいと存じます。

■ アンケート回答状況

アンケート配布数 ： ２３８社（会員企業）
回答数 ： ５８社
回答率 ： ２４．４%

※同一企業の異なる事業部より複数の回答があったため、件数は 65 件となる。

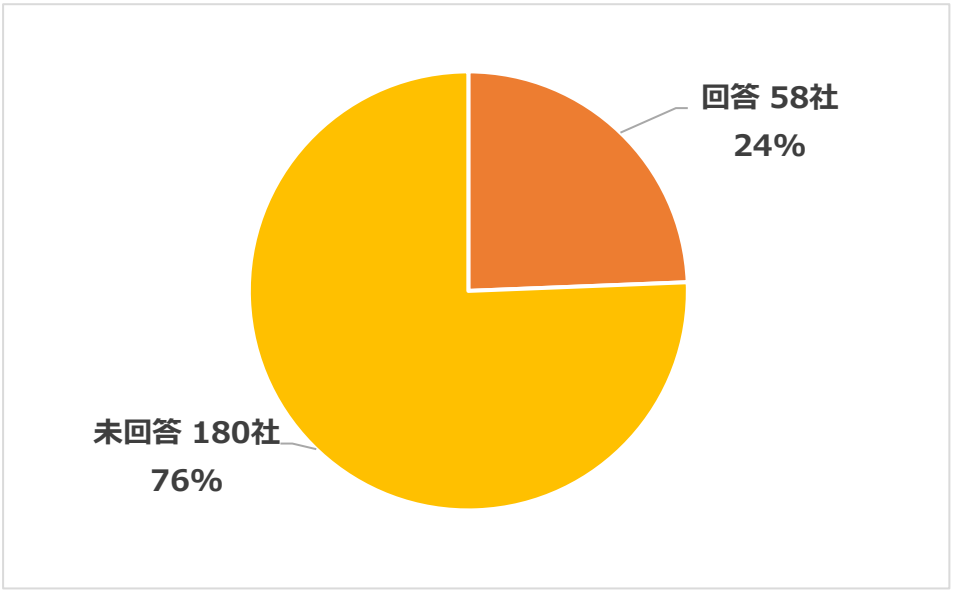

問１．日本から海外に製品を輸出する際、EPA/FTA の特恵関税を利用していますか。

① 可能な限り利用している	32	49.2%
② ケースバイケースで利用している	20	30.8%
③ 利用していない	13	20.0%

※件数ベース（65 件）の内訳となる。

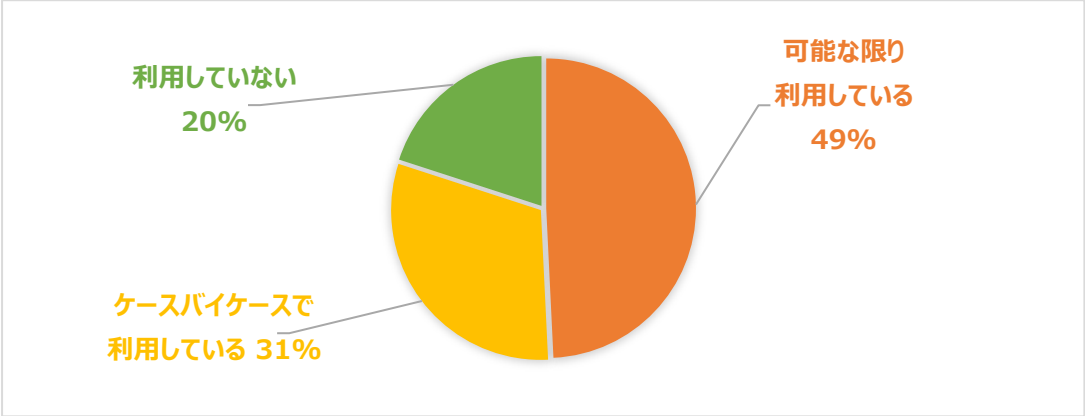

問２．EPA/FTA を利用している理由について、該当するものをご回答ください。
（複数回答あり）

①	EPA/FTA の利用は経営戦略上の方針となっているから	6	6.8%
②	FTA の関税削減によるメリットを享受したいから	33	37.5%
③	輸入者より、原産地証明書の発行依頼等の要請に対応する必要があるから	39	44.3%
④	FTA の制度活用のための社内体制を構築しているから	8	9.1%
⑤	タックスプランニング・税務戦略の一環となっているから	1	1.1%
⑥	その他	1	1.1%

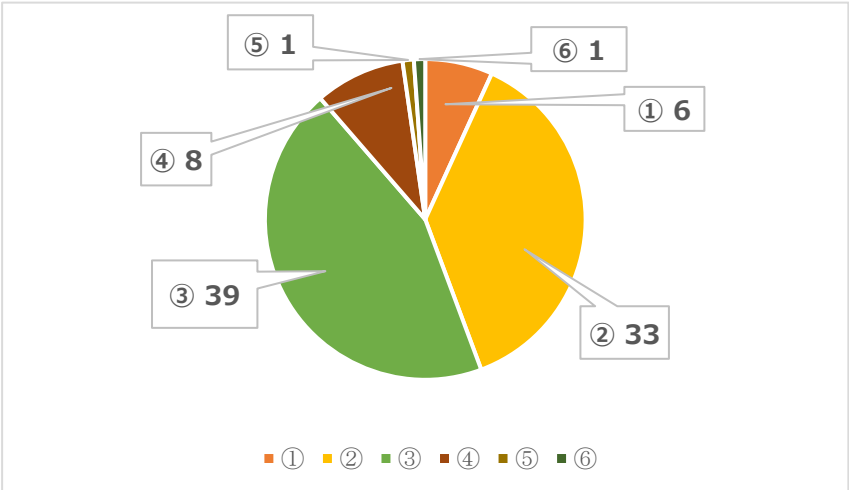

問３．日本からの輸出において、どの EPA/FTA を使って、どの仕向け国に、どのような製品を輸出していますか。利用度の高い EPA/FTA の名称と仕向け国をお答えください。

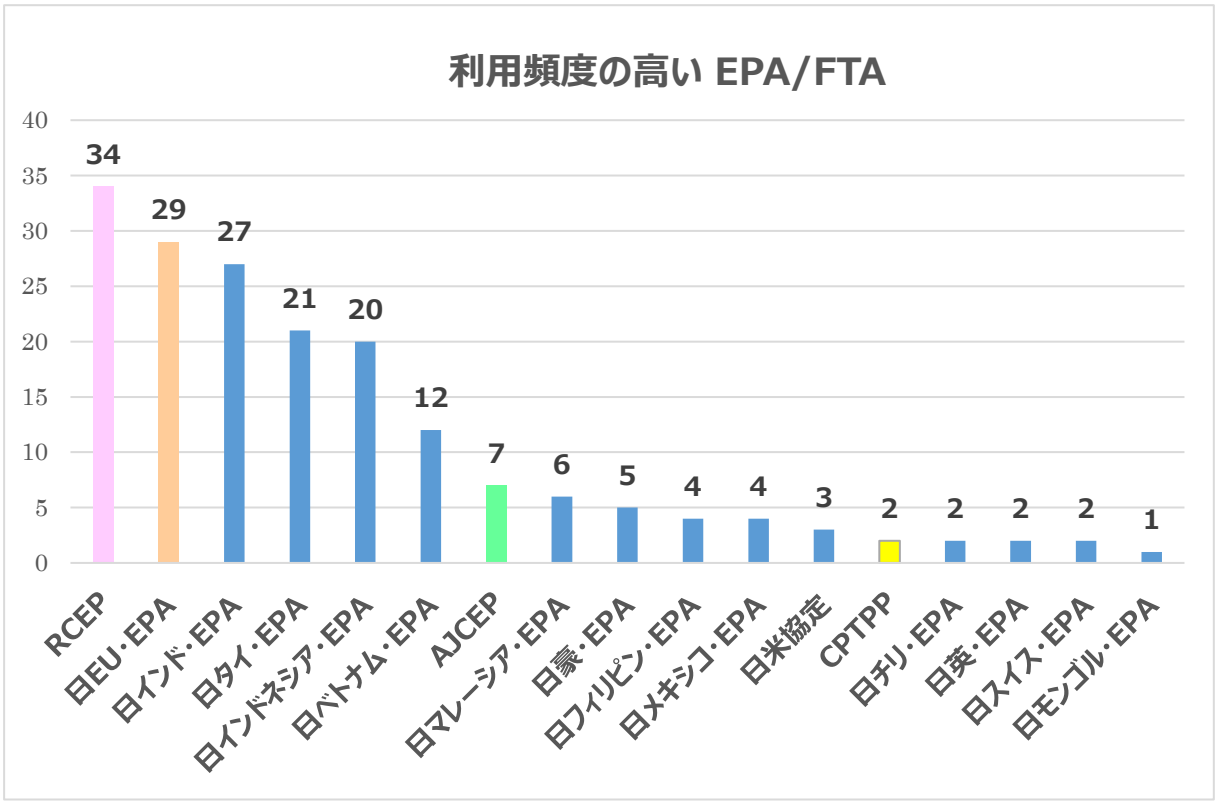

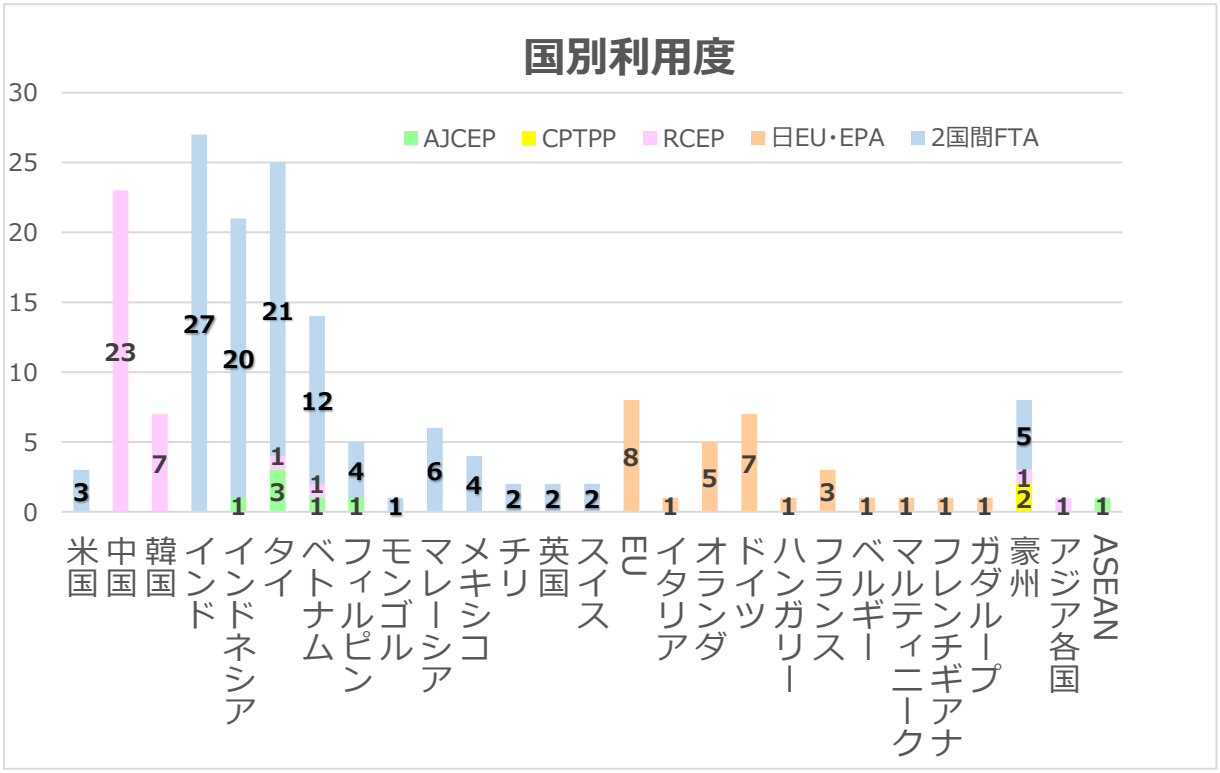

問４．利用可能な EPA/FTA が複数存在する場合に、どのような基準で選択を行ったかお答えください。（複数回答あり）

① 自社製品が FTA 関税譲許（関税減免）の対象か否か	25	21.0%
② 関税削減率が有利か否か	27	22.7%
③ 原産地規則（関税番号変更基準、 付加価値基準）の利便性	20	16.8%
④ 原産地証明（第三者証明、自己証明）の利便性	16	13.4%
⑤ 輸入者が、利用すべき EPA/FTA を指定してきた	22	18.5%
⑥ 当初利用を決めた FTA をそのまま継続して利用したいから	7	5.9%
⑦ その他 ✓ 輸送上、第三国経由が認められる ✓ 関税率以外の現地手数料が削減できるかどうか	2	1.7%

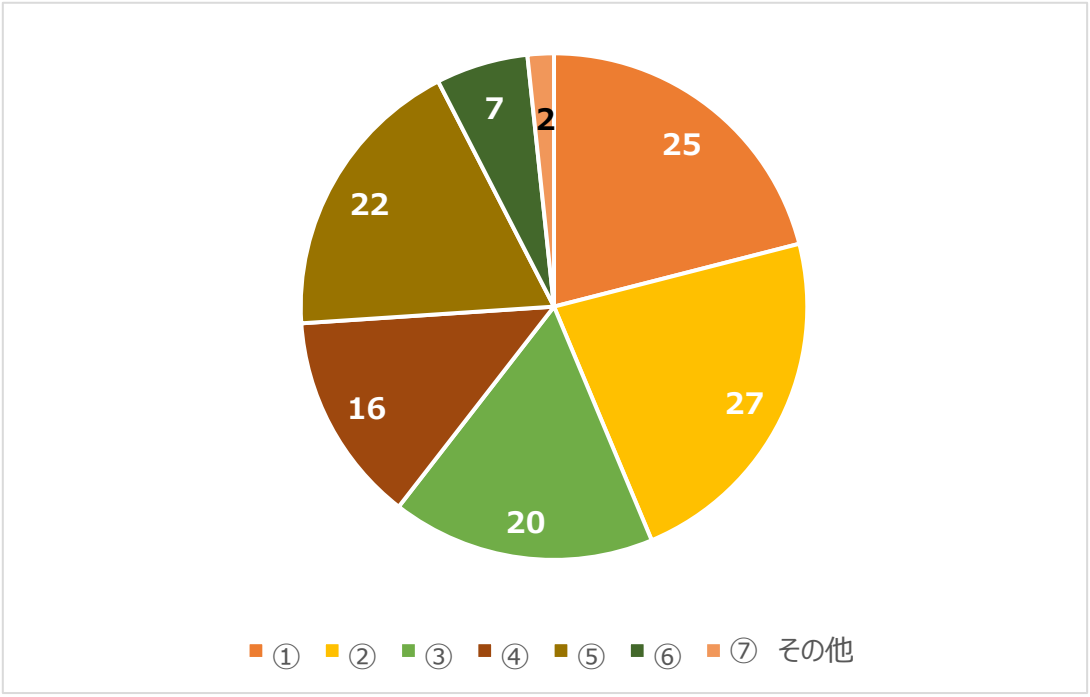

問５．EPA/FTA の利用にあたって参照された資料、ウェブサイト、その他情報源の中で有用と思われたものをご回答ください。

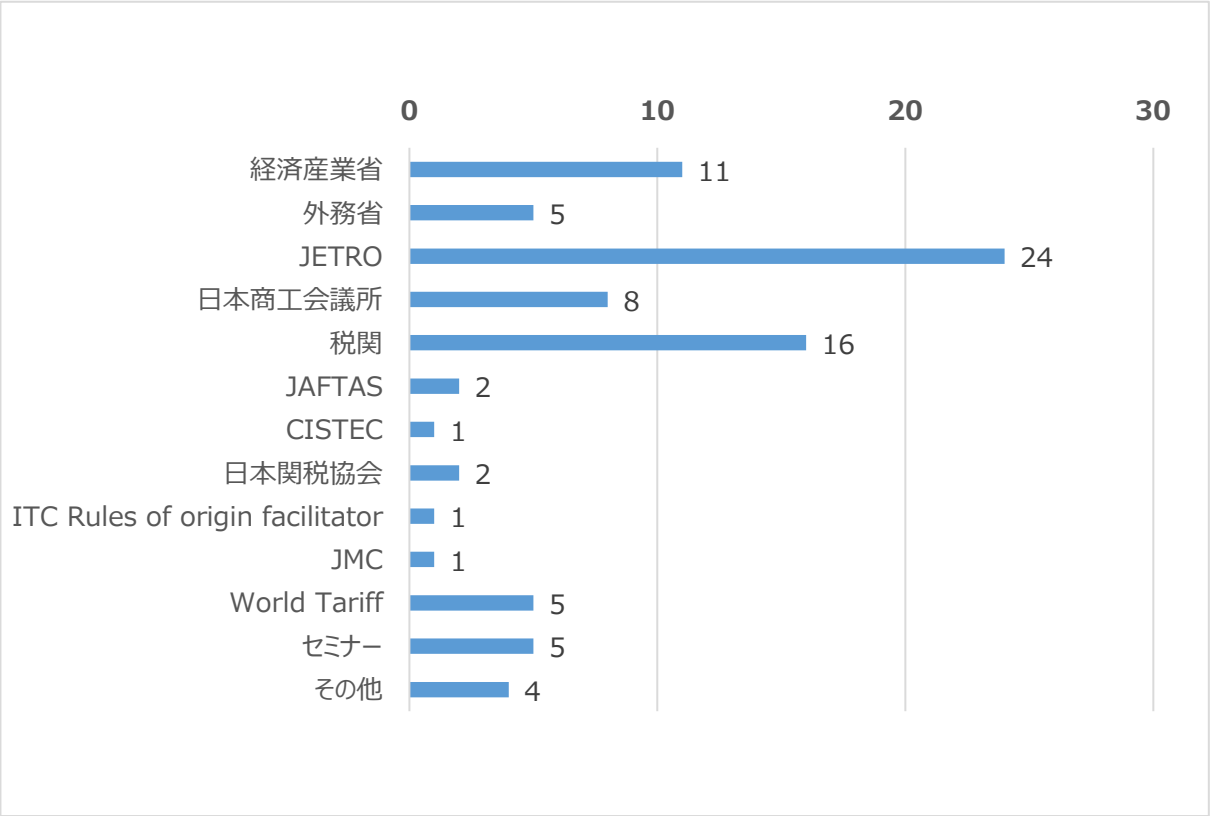

【具体的にあがった情報源】

経済産業省	原産性を判断するための基本的考え方と整えるべき保存書類の例示
	経済連携協定の原産地証明書ガイドライン
外務省	自由貿易協定（FTA）／経済連携協定（EPA）
JETRO	EPA ヘルプデスク
	EPA 活用法・マニュアル
	協定解説書
日本商工会議所	特定原産地証明書発給申請の手引き
税関	原産地規則ポータル
JAFTAS	FTA PORT
日本関税協会	メガ EPA 原産地規則
JMC	FTA 活用ガイド
セミナー（資料）	「第一種特定原産地証明書取得手続きについて」（日商）
	「EPA の概要と RCEP 活用方法について」（日商）
	「財務省とジェトロが解説！EPA 利用時の HS コードの調べ方（全 2 回）」
その他	現地の輸入関税に関わるウェブサイト

問６．既存の EPA/FTA の原産地規則における制度上の改善点とその理由についてお答えください。

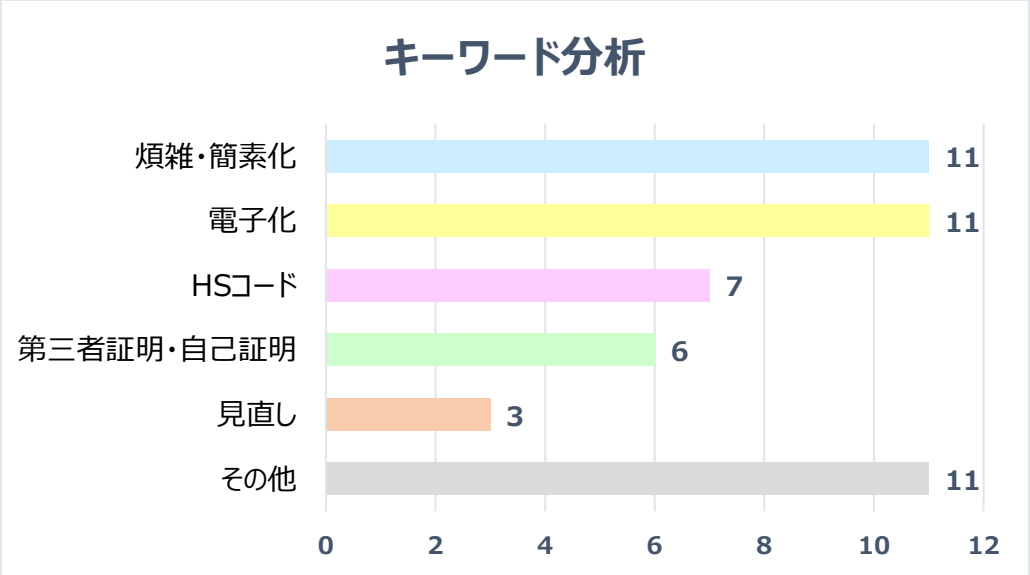

回答（原文のまま掲載）

◆煩雑・簡素化
審査の簡素化
発給手続きの簡略化
原産地規則の記述の文言が難しく理解し難いため、分かりやすくしてほしい
原産品の登録手続きが複雑すぎるため、何らかの改善をお願いしたい
同アイテム輸出時には手続き簡素のため、包括（1 年程度）証明書での検討を進めてほしい
第三国を経由するケースにおいて、第三国で加工を行っていないことの証明の簡素化
輸出製品の特定原産地証明取得のための手続きが煩雑で使い勝手が悪い。輸出者側で多大なコストと労力が必要。輸出に際して仕入先に資料を提出してもらう必要があるが、輸出に不慣れな仕入先が多く、例えばHSコードの検索・選択等でつまずき資料提出に時間がかかったり、不明点が多く資料提出を断られるケースがある。その場合、行政書士法人等に作成を依頼することになるが費用が嵩む。WEB 上に特定原産地証明の取得についての動画や入門資料のようなものを用意いただくか、手続きの簡素化をご検討いただきたい。
PSR（品目別原産地規則）で CTC（関税分類変更基準）が設定されていて、明らかにそれが成立するような産品（四輪完成車）については、対比表は検認等で必要な時に作成することで可とし、判定依頼の際は省略可とするなど、工数軽減を認める余地も検討いただきたい。
EPA の適用には多大な労力が必要であり、手間も多い。もっと簡便的に利用できる制度にできないのか。他国も日本同様に手間がかかっているのか？（RCEP 導入説明会で、経産省の資料に日本では導入企業は約 50%（輸出総額に占める適用率はもっと低いと思うが）とあったが、他国はどうなのか？）

Back to Back CO を発給するために必要なステップをクリアする手順が煩雑。（輸入数量と輸出数量が毎回異なり、また現行では輸入時に基板管理を行っていないため、もう少し簡易的になるとよい。）
弊社は商社であるが、メーカー様が EPA/FTA の手続きが煩雑で面倒なので対応頂けないメーカー様が多数あるので、利用がしやすいようにしないと増えません。

◆電子化
原産地証明書自体の電子化（PDF での発給・送付も不要になるデータ交換方式）
PDF 発給で対応できる EPA を増やして頂きたい。
FTA の利便性向上のため、原産地証明書の発給手続の電子化を進めてほしい。郵送到着が間に合わず、現地輸入通関が遅れる事例あり。
協定国同士の原産地証明データの相互接続
一部 C/O のデジタル化を推進頂き助かっている。その他、貿易関連書類に関して完全デジタル化に向けて、二国間・多国間交渉を進めて欲しい。
オンライン発給になってから、例えば以前は Jakarta seaport で良かったのが、詳細な港名の調査が必要となった。Jakarta には複数の港があり客先に問い合わせるも回答得られず、港名を特定するのが非常に困難だった。従来通り Jakarta seaport で照合できるようにしてほしい。
各企業の負担軽減のため、原産地証明書発給が電子化されたらその分発行料を下げてほしい。

◆HS コード
HS コードは世界共通と言われながら、輸出国・輸入国で産品の HS コードが違う事は多々あると思われる（当事業部の製品もそうである）。そうすると、CTC 基準での証明ができなくなる、または非常に手間がかかることが起こる（材料に部分品の HS コードがある為など）。各国税関が、同一物品には同一 HS コードをふるように協調してもらえないか。コード違いへの対応、コード変更のための交渉対応が全て企業側任せなのは納得できない。
CTC ルールを使用する際、HS コードの採番が難しい。初心者でも採番作業が可能となるフローチャートなどがあれば有難い。
EPA ごとに順次、HS コードのバージョンを更新いただき大変ありがたいが、できればすべての EPA で輸出入通関時の HS コードを用いて、EPA 利用ができるよう統一していただけるとさらにありがたい。（EPA ごとに HS コードのバージョン管理を行うことが煩雑である。）
使用する EPA によって、HS コードの年次が違う点。HS 年次はどの協定でも最新版に準拠するようにできないのか。各材料を各協定の HS 年次毎の HS コードを保持・管理することは現実的に難しく、CTC 基準でのチェックが非常に手間である。
日 EU 協定では、部分品の HS コードからの変更が認められない産品があるが、当事業部の製品（ｻｰﾎﾞﾓｰﾀとその制御機器）は全てそれに該当し CTC 基準での証明が使えない（8501(ｻｰﾎﾞﾓｰﾀ)/8537(ｻｰﾎﾞﾊﾟｯｸ)/8471）。材料には専用設計の部品が多く、どの製品も部分品の HS コードを多用している。部分品の HS コードからの変更も認める、もしくは VA 基準の閾値を下げられないのか。
HS2012 など、HS 年が協定毎に変わると煩雑になるため統一してほしい。（一度決まった協定年は、固定してほしい。）
協定が採用する HS 年版を最新のものに UPDATE 頂きたい。

◆第三者証明・自己証明
第三者証明制度のみの協定における、認定輸出者制度、自己証明制度の拡充
自己申告しか利用できない EPA に関しては、第三者証明制度も併用できるようにして頂きたい。
自己申告制度においても、第三者証明制度のような同意通知制度があるとよい。
EU のように自己宣言にしてほしい
自己証明制度の拡充
認定輸出者、自己証明制度の拡充

◆見直し
FTA の利便性向上のため、規則自体の見直しをして欲しい（CTH⇒CTSH、and⇒or 条件）
経産省や商工会議所の言う「委託生産者」の運用を見直して欲しい。チェックシートの内容が厳格すぎる。
一度 EPA/FTA での経験があるメーカー様は、インドネシアはできますが、他は対応したことが無いのでできませんという回答が多い。せっかく客先や輸出業者にもメリットがあるのにもったいなく、もう少し制度を見直しするほうが良いと思います。

◆その他
既存の EPA/FTA というよりも対象国を増やしてほしい
日インド協定の一部産品に対する原産地規則の緩和
原産地規則の選択性（関税番号変更基準、又は付加価値基準） ＊付加価値基準は FOB 価格ベースのみではなく、工場仕切価格ベースが望まれる。
協定上認められている規則が国によっては使用できないケースがあるため、改善を希望（例：インドネシア：Back to Back の受入がされない、遡及適用が認められない等）
基本的な FOAM は同じではあるが、表記が若干相違している箇所もあり統一して頂きたい
初めて利用するケースでは内容の理解に時間がかかる。web ベースでも良いので相談できる窓口があると助かる
第三国経由の際の必要書類の明文化
トレーシングで証明する際の計算ワークシートの作成方法・証明資料の明文化
L/C などの契約の場合に、原産地証明が原因でディスクレになることも多く、客先は EPA/FTA の COC をくれというが、LC を発行する銀行側の COC がノーマル COC でディスクレとなりますので、最終的に客先が LC 契約を嫌がり商売の機会が失われることがある。
原産地判定/証明書発給までの時間が読めないので、目安を提示してほしい
日商システムで、承認済のデータを削除可能にしてほしい

問７．EPA/FTA を利用していない理由について。（複数回答あり）

※本設問は、問 1.で「EPA/FTA を利用していない」と回答した企業への質問になります。

①	自社内に FTA 実務に対応できる人材がいないから。または、FTA 実務に対応できる人材の育成ができないから	2
②	FTA を利用するにあたり、原産地証明手続きに手間がかかるなど時間的・経済的コストの観点から、費用対効果が悪いから	1
③	原産品判定の手続きに手間がかかるため、輸入者より要請がなければ積極的に判定依頼はしないから	2
④	取扱商品の点数が多く、調査が困難または不可能であるから	3
⑤	専任部署や担当者が多忙のため、FTA 関係の業務にまで手が回らないから	1
⑥	輸出製品に競争力があるため、特段 FTA による関税削減のメリットを気にしなくて済むから	0
⑦	最近の円安傾向により、特段 FTA による関税削減のメリットを気にしなくて済むから	1
⑧	FTA による関税削減のメリットを享受しても、輸出先国において競争力の向上につながるかどうか不明であるから	0
⑨	輸入者が享受する FTA 関税削減の経済的メリットを、輸出者である当社が享受することが難しいから	1
⑩	MFN 税率（WTO 協定税率）と FTA 特恵関税率との差が小さいため、FTA 対応の業務コストを考えると費用対効果が悪いから	1
⑪	輸入当局による事後検認の発生可能性に対する懸念があるから	0
⑫－Ⅰ	その他（該当かどうか不明）	1
⑫－Ⅱ	その他（該当がない（対象貨物がない・海外取引がない・日本製品がない））	3
⑫－Ⅲ	その他（輸入関税が無税）	2
⑫－Ⅳ	その他（WTO-ITA の対象になっている）	2
⑫－Ⅴ	その他（顧客判断に任せているため）	2

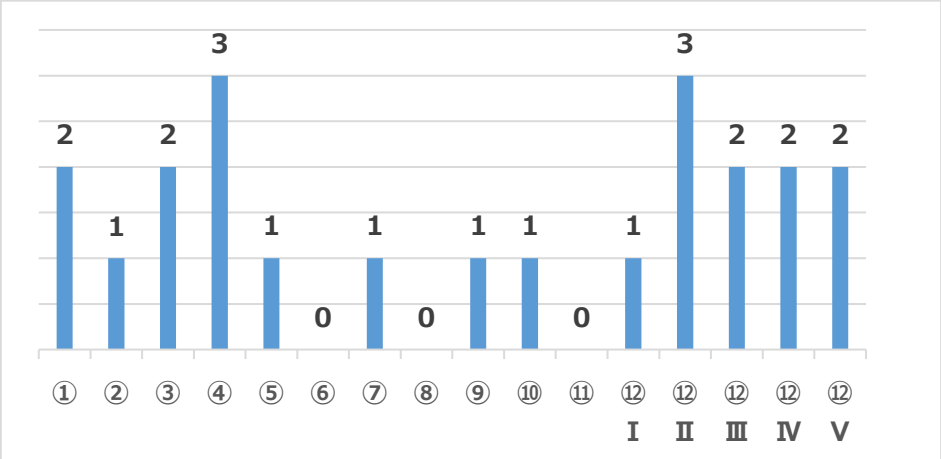

問８．今後、EPA/FTA を利用する予定があるかどうか、又は、利用したいかどうかについて

※本設問は、問 1.で「EPA/FTA を利用していない」と回答した企業への質問になります。

今後も FTA を利用する予定はない	7	53.8%
できれば FTA を利用したいと思っている	4	30.8%
未回答	2	15.4%

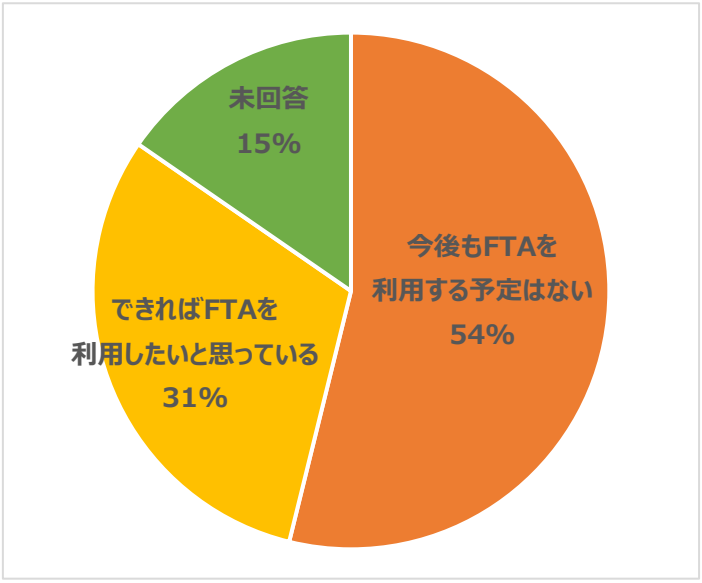

問９．EPA/FTA を利用しやすくするための方策として、望まれる支援策についてお答えください。（複数回答あり）
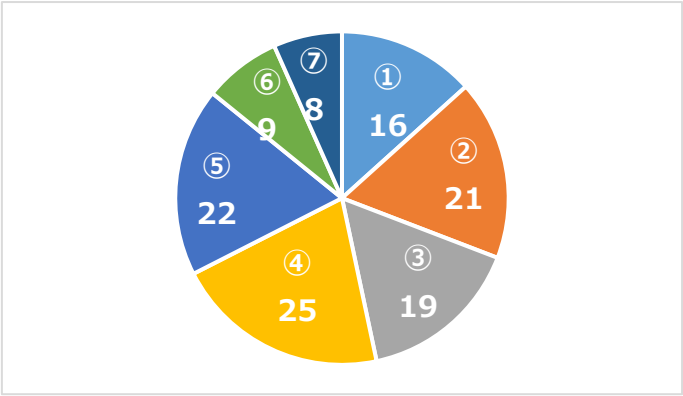
①	国・自治体の補助施策として、EPA/FTA の専門家・指導員を企業に無料で派遣し、社内研修を実施してほしい	16
②	国・自治体の補助施策として、民間企業・コンサルティングファームが提供している FTA 活用支援サービスを利用しやすくしてほしい	21
③	日本政府・政府関連機関において、中小企業でもワンストップで利用しやすい FTA 活用支援サービスのポータルサイトを開発・提供してほしい	19
④	企業の実践的な FTA の活用例を紹介した、FTA 活用事例集の発行・充実化をお願いしたい	25
⑤	FTA に関する情報収集にあたり、チャットや AI を活用した双方向なコミュニケーションを可能とする仕組みを提供してほしい	22
⑥	特に中小企業に対しては、原産地証明書の発給手数料の割引・無料化をお願いしたい	9
⑦	その他 ✓ 利用しやすくする制度申請の見直し ✓ 中小企業のサプライヤーにとって、生産者合意通知の申請を簡易にしていただきたい ✓ 日本商工会議所の各判定事務所での個別運用の廃止 ✓ 日本政府におかれては、WTO-ITA に関して、対象品目、対象地域の拡大などの見直しへの機運を醸成いただけることを期待したいと思います ✓ HS コードの分類・付与自体が難解であるため、無償で使える支援ツールや、EPA 相談デスクのように分類で困った際に問い合わせができるヘルプデスク的な窓口を検討いただきたい ✓ 原産地規則の確認や原産品判定依頼のための資料作成に対応できる人材が限られており、また絶えず変化する協定規則についても自力で漏れなく情報を把握することは難しく、セミナーへの参加だけでは不十分な部分についても補って頂けるような、各企業への教育支援・情報提供サービスや相談窓口が充実すると良い ✓ 検認事例とその対応に関する情報の積極的な開示が欲しい ✓ EPA/FTA では関税面よりもデータ流通等、デジタル貿易のルールに関心があります	8